

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第63号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所得制限の額) 第3条 (略) 2 条例第3条第3号に規定する額の計算方法は、 <u>施行令に規定する障害児福祉手当に係る所得の額の計算方法の例による。</u>	(所得制限の額) 第3条 (略) 2 条例第3条第3号に規定する額の計算方法は、 <u>施行令第4条及び第5条の規定による。</u>

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

(健康福祉部障害福祉課)